

- 上里町重度心身障害者医療費助成制度 -

令和8年1月診療分から
精神障害者保健福祉手帳2級の方が
新たに助成対象となります

自立支援医療（精神通院）指定医療機関



調剤薬局



病院・クリニック



訪問看護

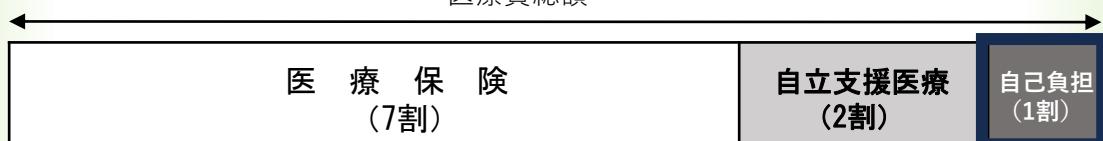
自己負担 原則1割



自立支援医療（精神通院）にかかる自己負担を無償化します

【例】医療保険自己負担割合が3割の場合

医療費総額



医療費助成の流れ

助成を受けるには、自立支援医療（白色）と重度心身障害者医療（オレンジ色）の両方の受給者証を、医療機関（医科・調剤・訪問看護）の窓口で必ず提示してください。

※自立支援医療の自己負担上限額管理表も忘れずに提示してください。

埼玉県「内」の医療機関を受診したとき

現物給付

医療機関窓口でのお支払いはありません

※受給者証を提示しない場合、お支払いが発生します。
※医療機関により償還払いとなることもあります。
※自己負担月額が21,000円以上の場合は償還払いとなります。

埼玉県「外」の医療機関を受診したとき

償還払い

医療機関窓口で自己負担金（原則1割）
のお支払いが必要です

※診療月の翌月以降に、領収書（原則、原本）と
自己負担上限額管理表の写しを添付の上、町に
医療費支給申請を行ってください。

注意事項

- ・65歳以上で精神障害者保健福祉手帳2級を初めて取得した方は対象外となります。
- ・入院費、自立支援医療（精神通院医療）適用外の一般診療に係る医療費は支給対象外です。
- ・受給資格登録を受けた後に発生した医療費が助成対象となります。
- ・所得に応じた支給制限があります。